詳細仕様書

案件番号 ： 192

1 購入の要旨

水道メーター納入者は、次の(1)に掲げる水道メーターを納入するとともに、(2)に掲げる水道メーターの引取(下取り)業務を行うものとする。

1 納入個数　　直読式水道メーター(新品) 計 2台

(内 訳)　口径50mm - 1台(緑色)

(1)統一型 たて型軸流羽根車式 上水フランジ接続

① ボルト・ナット、フランジパッキン、ヴィクトリックジョイントを必要数付属

② ダクタイル鋳鉄製の伸縮補足管(※)付属

※ ストレーナーの材質はステンレス、塗装はグレー(AN-55)とする。

口径50mm - 1台(緑色)

(2)統一型 たて型軸流羽根車式 上水フランジ接続

① ボルト・ナット、ヴィクトリックジョイントを必要数付属

ストレーナーの材質はステンレス、塗装はグレー(AN-55)とする。

2 引取(下取り)個数　　直読又は電子式水道メーター(検満、経年品) 計 1台(伸縮補足管含む。)

(内 訳) 口径50mm - 1台

※ 材質は混在、製造年次の古いものから優先引取りとする。

〈見積書記載方法〉

上記 1・2について、別段書きとするか、単価に含むものとして表記するかは、問いません。

2 法令及び規格の遵守

水道メーター納入者は、計量法(平成4年法律第51号)その他関連する法令及び次の適用規格等に適合したメーターを納入するものとし、これらの法令又は規格に改正があったときは、改正事項について報告することとする。

・日本産業規格及びその引用規格(最新版を適用する。)

① JIS B 8570-1 (水道メーター及び温水メーター 第1部:一般仕様)

② JIS B 8570-2 (水道メーター及び温水メーター 第2部:取引又は証明用)

3 検定証印又は基準適合証印

メーターは、計量法に規定された性能を有し、同法第72条第1項に規定する検定証印が付されたもの又は同法第96条第1項に規定する基準適合証印が付されたものとする。なお、証印の表示については、指定製造事業者の指定等に関する省令第8条第4項の規定に基づき付されたものでも可とする。

4 構造、材料及び外観

① メーターの構造及び材質は、通常の使用及び施工に十分耐えられるだけの強度及び耐久性を有し、かつ水質に悪影響を及ぼさないものでなければならない。

② 乾式表示部は機密性を確保し、判読しやすい構造でなければならない。

③ メーターケースは、材質が鉛レスで瘤、疵、鋳ばり、鬆の立ったもの等有害な欠点がなく、表面処理等を行うことによって、JIS B 8570-1 附属書G(飲料水用メーターの浸出性能基準)に定める鉛浸出基準0.01mg／L以下を検定期間内保持しなければならない。

5 表示

① メーターの蓋の表面には、口径(以下「口径」とは、接続する給水管の呼び径をいう。)、メーター番号及び製造業者の名称等を表示し、蓋の裏面には、検定有効期限を容易に消えない方法により明記する。

② 目盛盤には、計量単位、定格最大流量(Q3)、計量範囲(R＝Q3／Q1(定格最小流量))、製造業者の名称又は登録商標、製造年(型式承認表示を付した年と兼用を可とする。)、水流方向(指示標識)、取付け姿勢、型式承認番号、パイロット(回転指標)を表示する。

③ 上ケース上面には、メーター番号を刻印する。

④ 下ケース側面には、口径、流れの方向、製造業者の名称等を鋳出しする。

⑤ 上記①、③に関しメーター(刻印)番号については、次のとおり(**ハイフン含む8桁**)とする。

※実際のメーター(刻印)番号はこちらから指定するものとする。

φ50ｍｍ　【緑】	526－〇〇〇〇　～

※ 令和6年度より桁数及び採番ルールを変更しているため、注意すること。

6 計量特性

① R(計量範囲)＝Q3／Q1＝100とする。

② Q3(定格最大流量(㎥／h))は、50mm:40とする。

7 塗装及び色相

メーターの塗装は、上蓋のみとし、藤井寺水道センターが指定する色(緑色)で塗装すること。また、ボディは無塗装とするが、無着色の酸化防止処理を施すこと。なお、塗料等は衛生上有害な物質を含まず、水に浸出しないものとする。

8 納入期限等

納入期限は令和9年1月21日とし、納入当月又はその前月の検査合格品であること。

① A4用紙にて検査合格証明書を1部添付する。

③ 運搬及び納品時には、ねじ部分の保護並びに塵埃防止のためにキャップを付け、取扱い及び防護について十分注意する。

9 納入場所

納入場所	大阪広域水道企業団藤井寺水道センター 野中配水場Ⅰ（藤井寺市藤ケ丘4丁目20番4号）

※ センター職員が立ち会うため、前日までに連絡すること。

10 費用

納入、検査に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

11 納品検査

納品後はメーター納入者の立会いのうえで、仕様書その他の関係書類に基づき、数量、外観、規格、検定証印又は基準適合証印の確認検査を行う。

12 特許権等の使用

メーター及びその付属品の製造について、特許、実用新案その他法令に基づき保護される第三者の権利を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を製造者又は納入者が負うものとする。

13 その他

① 検定有効期間が満了する前にメーターの異常が疑われた場合は、受注者はその原因を調査・報告するとともに、速やかな対策に協力しなければならない。

② 本仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じたときは、発注者と受注者の間で協議して定める。